

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第107号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第2条第4項本文中「よる保護」の右に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）」を加える。

第3条第2項前段及び第3条の2第2項前段中「よる保護」の右に「又は支援給付」を加える。

別表第1A階層の項中「世帯」の右に「又は支援給付を受けている者がある世

「		「	
(所得税額)		(所得税額)	
D ₁	1円以上 9,000円未満	D ₁	1円以上 5,000円未満
D ₂	9,000円以上 27,000円未満	D ₂	5,000円以上 15,000円未満
D ₃	27,000円以上 81,000円未満	D ₃	15,000円以上 45,000円未満

帯」を加え、同表D階層の項中

D ₄ 81,000円以上 135,000円未満
D ₅ 135,000円以上 189,000円未満
D ₆ 189,000円以上 270,000円未満
D ₇ 270,000円以上 630,000円未満
D ₈ 630,000円以上

を

D ₄ 45,000円以上 75,000円未満
D ₅ 75,000円以上 112,500円未満
D ₆ 112,500円以上 202,500円未満
D ₇ 202,500円以上 602,500円未満
D ₈ 602,500円以上

に改め、同表備考8中「租税特別措置法、」を「租税特別措置法及び」に改め、

「及び旧経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」を削り、「並びに第41条の19の2第1項」を「第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項」に改める。

別表第3A階層の項中「世帯」の右に「又は支援給付を受けている者がある世帯」を加える。

別表第4 1の項及び別表第5A階層の項中「よる保護」の右に「又は支援給付」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の規定は、平成20年4月分の児童福祉法第51条第1号から第4号までに掲げる費用の徴収額(以下「徴収額」という。)から適用し、同年3月分までの徴収額については、なお従前の例による。

(保健福祉局子育て支援部保育課)